

宮城県内流通食品の放射性物質検査結果について

宮城県内で流通する食品について、収去検査により下記のとおり放射性物質検査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

記

- 1 収去（検体採取）年月日 平成24年6月27日～7月3日
- 2 検査結果判明年月日 平成24年7月4日
- 3 検査機関 宮城県原子力センター
- 4 測定機器及び測定法 ゲルマニウム半導体検出器による確定検査法
- 5 検出限界値 基準値の1/5の濃度以下
- 6 検査結果 全ての品目について、基準値を下回り、安全性に問題ないことが確認されました。詳細は下記のとおりです。

(検査結果)

No	食品区分	品目	製造所（加工所）の所在地	放射性セシウム測定結果(Bq/kg)	備考
1	飲料水	ミネラルウォーター	宮城県黒川郡富谷町	不検出 ^{※1}	
2	飲料水	ミネラルウォーター	宮城県黒川郡富谷町	不検出	
3	乳児用食品	乳児用調整粉乳	東京都（販売者） ^{※2}	不検出	
4	一般食品	味噌	宮城県黒川郡大和町	不検出	暫定規制値 500Bq/kg 適用 ^{※3}
5	一般食品	味噌	宮城県黒川郡大和町	不検出	暫定規制値 500Bq/kg 適用
6	一般食品	鶏卵	宮城県黒川郡大郷町	不検出	
7	一般食品	鶏卵	宮城県黒川郡大郷町	不検出	

※1 「不検出」とは検出限界値未満のことです。検出限界値とは検出できる最小の値で、検体により変わります。

※2 製造所固有記号の表示により、製造所の所在地に代えて、販売者の本社の所在地を表示しているものです。

※3 大豆を原材料として平成24年12月31日までに製造（加工）された食品については、経過措置として暫定規制値が適用されます。

(参考)

食品区分	飲料水	牛乳	乳児用食品	一般食品
食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値（Bq/kg）	10	50	50	100

注) 収去検査

食品衛生法第28条に基づき、厚生労働大臣や知事等が食品の安全の確保、飲食による危害の発生防止及び国民の健康の保護を図る上で必要があると認めるとき、営業者やその他の関係者から無償で食品等を提供させ、試験検査を行うこと